

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局	(24年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>1. 老人福祉の措置について</p> <p>①措置継続の要否判定について（指摘）</p> <p>仙台市養護老人ホーム入所等措置実施要綱等に基づき、被措置者に関して年1回本人との面接、施設からの聞き取り等により措置継続の要否を見直さなければならないことになっている。</p> <p>しかしながら、青葉区および宮城野区の福祉事務所の一部のケースで本人または成年後見人との面接または施設からの聞き取りを行っているとのことであるが、書面が残されていない、又は、記録が不十分であることから実際に措置継続の要否判定が行われたかが不明瞭な状況となっていた。</p> <p>今後は、少なくとも年1回は本人との面接または施設からの聞き取り等により措置継続の要否を見直し、その結論を書面で残す必要がある。</p>	<p>平成25年1月30日に開催した高齢企画課及び各区障害高齢課等の担当係長が出席する高齢者支援係長会議において、措置継続の要否判定を行うにあたっては、本人との面接又は施設からの聞き取り等を行った内容を含め、その結論を書面で残すよう周知徹底を図った。</p> <p>これを受けて当該区では平成25年1月31日に職場内研修を行い、担当職員全員に記録の整備等に係る取り扱いを徹底した。</p> <p>なお、措置事務については、高齢企画課が毎年度福祉事務所に対して監査を実施しており、この中で、入所要否判定事務に係る記録の整備を監査の主要な項目とするなど、包括外部監査における指摘事項等を踏まえながら、引き続き指導を行っている。</p>	